

砥部町農業委員会総会
令和5年9月議事録

令和５年９月農業委員会総会議事録

1 会議の名称	令和５年９月農業委員会総会
2 開始日時	令和５年９月６日（水）１３時３０分～１４時１２分
3 開催場所	砥部町中央公民館 ４階 講座室
4 出席委員	大野和博（会長）、山田義秀（会長職務代理） 河瀬利文、正岡英司、佐野淳子、松村 要 渡部智磨子、坂本勝美、竹内 勝、福田康彦 久保 徹、門田幸一、相原雄一、笹山準一 松尾利勝、三木恭子、日ノ岡光政、越智 守
5 欠席委員	なし
6 職務のため会議に出席した職員の職氏名	池田晃一（事務局長） 森岡 誠（事務局農地係長） 大内 均
7 所管課	農業委員会事務局 電話 089-962-5667

令和5年9月砥部町農業委員会総会議事日程

・開会

・開議

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第36号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出について 1件

日程第3 議案第37号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について 3件

日程第4 議案第38号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用
集積計画について 4件

日程第5 議案第39号 非農地判断について 1件

・閉会

令和5年9月砥部町農業委員会総会

令和5年9月6日（水） 13時30分開会

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	ご起立ください。礼。ご着席ください。 只今から9月農業委員会総会を開会いたします。 開会にあたり、大野会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	～会長挨拶～
事 務 局	ありがとうございました。 本日は、全員の出席で、農業委員会等に関する法律第27条第3項により総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、砥部町農業委員会総会会議規程第3条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を大野会長にお願いします。
議 長	それでは、9月農業委員会総会を開会いたします。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。砥部町農業委員会総会会議規程第20条第2項により、指名させていただくことにご異議ございませんか。 異議なし
議 長	それでは、本日の議事録署名委員は、5番、渡部智磨子さん、6番、坂本勝美さんをお願いします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大内さんを指名いたします。
議 長	日程第2 議案第36号 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出について、1件を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の1頁をご覧ください。地図は1頁をご覧ください。 市街化区域内の資材置場への転用で、賃貸借権設定の案件です。 貸人は〇〇番地〇〇さん、借人は〇〇番〇〇号〇〇さんです。 申請地は〇〇番〇、地目、畑、面積1,043㎡外2筆、計1,745.37㎡です。 1年自動契約更新を予定しており、周辺に農地はなく、資材置場として利用することで周辺への支障はないものと思われます。 以上で説明を終わります。
議 長	農地法第5条第1項第7号の規定により、記載のとおり確認しておりますので、報告のとおり承認をお願いします。
議 長	日程第3 議案第37号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、3件を議題とします。 1件目について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	それでは、議案書の2頁をご覧ください。地図は2頁をご覧ください。 1件目、渡人は〇〇番地〇〇さんです。受人は〇〇番地〇〇さんです。 申請地は〇〇番〇、地目、畑、面積131㎡です。 申請の経緯について、受人は申請地に隣接する農地を7月に取得しており、その進入路確保のため、今回の農地を取得しようとするものです。 作付予定作物はなく、受人の営農家族構成は、本人と妻が行います。農作業機械は耕耘機などを所有しております。 営農日数は、本人200日、妻が300日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	ただ今の事務局の説明のとおりです。進入路がないと重機も入らないので、必要な土地です。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	2件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書はそのまま2頁をご覧ください。地図は3頁をご覧ください。 2件目、渡人は〇〇番地〇、〇〇さんです。受人は〇〇番地〇〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、畑、面積2,265㎡外1筆、計3,151㎡です。 申請の経緯について、今回の申請地は、渡人は相続により得た農地で、農業経験がなく、維持管理が困難なため、農地拡大を検討していた受人が譲り受けて、営農を行うこととなったものです。 作付予定作物は、季節野菜で、受人の営農家族構成は、本人が行います。農作業機械は草刈機などの購入を予定しております。 営農日数は、160日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各

	号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	現地を確認しました。今までも〇〇さんが管理をしていたそうですが、相続になって、正式にするそうです。ご審議よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	3件目は、〇〇委員ご自身が関連する案件です。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与が制限されますので、〇〇委員には退席していただきます。 3件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書はそのまま2頁をご覧ください。地図は4頁をご覧ください。 3件目、渡人は〇〇番地〇〇さん、〇〇番地〇〇、〇〇さん、〇〇番地〇〇さんです。受人は〇〇番地〇、〇さんです。 申請地は〇〇番、地目、田、面積122㎡外3筆、計810㎡です。 申請の経緯について、今回の申請地は、受人の自宅周辺に位置しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。 作付予定作物は、水稻、季節野菜で、受人の営農家族構成は、本人が行います。農作業機械は耕運機などを所有しております。 営農日数は、250日従事することを予定しており、農業経営の世帯構成的には特に支障がないものと思われます。 また、本議案について、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当するか否か検討したところ、いずれにも該当しておりませんでしたので、許可を行うにあたっては、支障ないものと思われます。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当の私から内容を説明いたします。
担 当 委 員	事務局の説明のとおりです。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	議事が終了しましたので、〇〇委員に対する議事参与の制限を解除いたします。
議 長	日程第4 議案第38号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、4件を議題とします。 関連がありますので、1件目と2件目について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議案書の3頁をご覧ください。 1件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は5頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地〇〇さん、推定相続人〇〇さん外1名です。借人は〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、現況地目、樹園地、面積314㎡です。 栽培品目は、愛媛果試28号で、期間は、令和5年9月公告日から令和10年8月31日までの利用権を設定するものです。 2件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は5頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地〇〇さん、推定相続人〇〇さん外1名です。借人は〇〇番地〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、現況地目、樹園地、面積870㎡です。 栽培品目は、不知火で、期間は、令和5年9月公告日から令和10年8月31日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	ご本人が亡くなる前からずっと借りていたそうですが、手続きをしていなかったのが相続になり、正式にするそうです。現地を確認し、間違いなく栽培できていましたので、よろしくお願いします。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。 質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	関連がありますので、3件目と4件目について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局	議案書はそのまま3頁をご覧ください。 3件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は6頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地〇〇さん、借人は〇〇番地〇、〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番、現況地目、田、面積680㎡です。 栽培品目は、水稻で、期間は、令和5年9月公告日から令和10年8月31日までの利用権を設定するものです。 4件目、使用貸借権の設定で、継続の案件です。地図は6頁をご覧ください。 貸人は〇〇番地〇、〇〇さん、借人は〇〇番地〇、〇〇さんです。 農地の所在地は〇〇番〇、現況地目、田、面積649㎡です。 栽培品目は、水稻で、期間は、令和5年9月公告日から令和10年8月31日までの利用権を設定するものです。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	2件とも今まで使用貸借していたもので、継続です。〇〇さんが作ることに、まちがいありません。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
議 長	日程第5 議案第39号 非農地農判断について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	議案書の4頁をご覧ください。地図は7頁をご覧ください。 所有者は〇〇番地〇〇さん。 対象地は〇〇番、地目、畑、面積4,136㎡、農振農用地外1筆、計4,773㎡です。 所有者から、自己所有の農地を今後管理していくうえで、荒廃農地となっている申請地について相談がありました。 この農地は、かつては樹園地として耕作が行われていたということですが、相続を受けた平成22年より前、20年以上前から耕作を行わなくなり、荒廃し山林原野化したとのことです。 また、農振農用地の農地は、基本的に、除外することができず農地の転用をすることができないため、相談があった際には、引き続き農地として管理をお願いしているところです。 今回の申請地について、農振農用地に該当しますが、配布資料の非農地判断を

	行っていない理由に対する見解についての3にあるように、農用地内であっても、非農地判断は行うとなっており、農業委員会事務局としましては、非農地判断をして差し支えない〇〇としました。 その他、非農地判断を行うためには、土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること、もしくは、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれること。いずれかに該当する必要があります。 別紙、現況確認画像をご覧ください。 令和5年8月17日に、農業委員の〇〇委員と、農業委員会事務局から森岡が現地へ向かい状況の確認を行いました。 申請地は画像のとおり自然荒廃し山林原野化していることを確認しました。 また、申請地の周囲も山林であり、申請地へ向かうために農作業機械や軽トラックを走らせる道路はありますが、倒木も多く、農道として利用されていないことを確認しました。 以上のことから、国が示す条件を十分満たしている農地であると判断できると思いますので、今回の申請地を非農地判断により非農地とすることについて御了解をいただければと思います。 以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、担当委員の〇〇委員さんより、内容説明をお願いします。
担 当 委 員	今の事務局の説明のとおり、まちがいありません。
議 長	事務局及び担当委員の説明が終わりましたので、本件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
河 瀬 委 員	今後、どのようにになりますか。
事 務 局	本人に通知して、本人が法務局で地目変更登記をすることになります。
山 田 委 員	〇〇にも、このような案件があるが、どうなるのか。
事 務 局	基盤整備などを行った農地では、非農地判断はできません。〇〇はそのような農地が多いと思われます。
議 長	質疑は、ありませんか。 質疑を終わります。採決を行います。 本件については、これを承認することにご異議ありませんか。 異議なし ご異議ありませんので、これを承認することに決しました。
	それでは、以上で本日予定しておりました議案審議を全て終了いたしましたので、9月農業委員会総会を閉会いたします。 ありがとうございました。

	14時12分 閉会
--	-----------

1

農業委員会総会の議事の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

署 名 会 長 _____

会長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____